平成２４年（フ）第２０９５号
愛知県小牧市大字北外山776番地１
債務者　小川　勝秋
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１０２号
愛知県小牧市田県町150番地１
債務者　中村　純子
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１７８号
大阪府寝屋川市上神田１丁目26番18号、前住所大阪府寝屋川市東大利町11番８号
債務者　門田　英之
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５００１号
大阪市平野区長吉長原東３丁目12番５―404号
債務者　山内　菊江
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２３７号
大阪市西淀川区姫里３丁目13番48―313号
債務者　松岡　佳世
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６９６号
大阪府枚方市村野南町３番28―309号
債務者　西田　　覚
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７２２号
大阪市旭区太子橋１丁目15番27号
債務者　太田　圭一
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７４７号
大阪市鶴見区今津北２丁目２番１―404号
債務者　松浦　　修
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７６５号
大阪府茨木市郡４丁目６番17号
債務者　景山　美香（旧姓松崎・石黒）
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８７９号
大阪府門真市脇田町21番13号
債務者　田中有三枝
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８８０号
大阪府門真市脇田町21番13号、住民票上の住所大阪府門真市千石東町36番３号　イーストタウン千石館101号
債務者　田畑　良子
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８９２号
大阪府吹田市泉町５丁目３番10号　木下ハイツ201号、前住所大阪府吹田市山手町４丁目22番16号
債務者　小川　優貴
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９０７号
大阪府東大阪市衣摺４丁目９番14号、前住所大阪府東大阪市衣摺４丁目９番15号
債務者　夏山多美こと　曺　　多美
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９１５号
大阪府東大阪市衣摺１丁目12番６―509号
債務者　藪田　信幸
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９３３号
大阪市東成区大今里南６丁目16番20―305号
債務者　新井富吉こと　朱　　富吉
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９３６号
大阪市東淀川区豊里５丁目24番28号　ＭＯＮＯ豊里２Ｆ号
債務者　松崎美津子
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６００９号
大阪府交野市藤が尾１丁目４番４棟411号
債務者　中道　直子
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部